

那須塩原市農業委員会

第10回総会議事録

令和6年4月25日(木)

西那須野庁舎300会議室

1. 開催日時: 令和6年4月25日(木)午後1時30分～ 午後2時23分

2. 場 所: 西那須野庁舎300会議室

3. 出席委員: 19名

会長	7	加藤 拓央	委員	11	岡本 利江
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	12	木下 久雄
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	5	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通
〃	10	月井 喜美郎			

4. 欠席委員: 槌江栄作委員

5. 議事録署名人の指名: 議席番号1番石崎清委員、2番秋元誠委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて(法第5条関係)
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 報告第1号 令和5年度農業委員会事業実績について
- 9) 報告第2号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第3号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	室井 勉	主査 印東 恵
局長補佐兼農政係長	織田 暢子	主事 藤田 なな
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人: なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第10回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、槌江栄作委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで御異議はございませんか。
岡本利江委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号1番石崎清委員と2番秋元誠委員を指名いたします。 議案第1号「買受適格証明願いについて(法第5条関係)」を議題といたします。 番号1番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 競売への参加目的は、駐車場用地としての利用です。 願い出内容は議案書記載のとおりです。 競売地は、黒磯消防署より南東へ約500メートルに位置しています。 願い出地の立地状況は、願い出地は 都市計画法上の用途区域内にある第3種農地であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は願い出地を自社及び月極めの駐車場として利用する内容となっています。 上下水道は使用せず、雨水排水は雨水浸透槽を設置し処理とします。 周囲にブロック又はL字擁壁を積み、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月23日、午前10時5分頃に行いました。 調査の結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 申請地を駐車場として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より北東へ約120メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は令和元年以降、非農地となっています。担い手もいません。申請人は平成18年に自宅を建築しましたが、土地に余裕がなく、駐車場が確保できず、母の土地を借りています。令和5年に祖父から相続にて取得し自宅前に駐車スペースにするために今回申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場3台分を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月23日、午前10時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので岡本 利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

石崎清委員	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 平成5年8月31日に取得した農地転用許可について、事業完了とならず、承継人により計画を変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北東へ約300メートルに位置しています。 現地調査は、4月23日、午前9時20分頃に行いました。 事業計画は、当初計画人はアパートの建築を計画していましたが、許可のあと身内に不幸があり、計画を遂行することが出来ませんでした。今回、承継人より駐車場として利用したいとの申出があり本申請に至りました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。
石崎清委員	議案第4号、番号1番について報告します。 売買により駐車場用地として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北東へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、平成5年8月31日付、アパート建築のため、農地法第5条の許可を受けましたが、その後身内に不幸があり、アパートの建築が困難となり、この度隣接に住む譲渡人が駐車場として利用したいとの要望があり、事業計画を変更して本申請に至ったとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場5台分を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、4月23日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
室井孝美委員	番号2番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第4号、番号2番について報告します。 売買により倉庫として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、上横林自治公民館の東に隣接しています。 申請に至った経緯は、譲受人は園芸用培土などの生産を行っています。事業拡大に伴い生産量に対して製品を保管しておく倉庫が不足していて、早急に新たな製品保管庫を建設したく土地を選定したところ申請地が適当であると考え本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。 申請地でしか事業の目的を達成することができないと認められるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に製品保管庫を建築する内容となっています。

議長
上野農地係長

議長

岡本利江委員

議長

菊地喜芳委員

上下水道は利用せず、雨水排水は雨水浸透池にて処理します。
周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。
現地調査は、4月22日、午前9時30分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
番号2番について事務局から補足願います。
番号2番について補足します。
本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
報告が終わりました。
番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号3番について、岡本利江委員の報告を求めます。
議案第4号、番号3番について報告します。
使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より北東へ約1.6キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は、東京に住んでいましたが、昨年12月にUターンし実家で暮らしています。実家は国道に近く、騒音や両親との生活ペースの違いなどで仕事に支障が出ています。仕事はリモートワークで業務をしています。将来のことを考えお互い協力できる距離で生活をするのが一番と考え今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。
申請地でしか事業の目的を達成することができないと認められるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に土盛り及び植栽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、4月23日、午前10時55分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
報告が終わりました。
番号3番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
番号4番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。
議案第4号、番号4番について報告します。
使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立西小学校より北東へ約3キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は現在市内のアパートに妻と子3人で住んでおり、将来の備えに実家の隣の農地に住宅を建築するため、今回の申請になりました。
なお、土地の所有者は親であり使用貸借の設定をする予定です。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

議長	現地調査は、4月22日、午前9時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
齋藤栄委員	異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 番号5番及び6番について、齋藤栄委員の報告を求めます。 議案第4号、番号5番について報告します。 売買により建売分譲地として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より北西へ約2.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲渡人三人のうち二人は農業後継者が他の職業についており、就農の見込みがありません。他の一人は、農業経営を継続していますが、今回の申請地は三方が住宅に囲まれ、地盤が低く農業に不適な土地であることから今回の事業に参加したものです。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域にあるので第1種農地区分となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に建売住宅を21棟建築する内容となっています。 水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。 雨水排水は区域内の雨水浸透槽にて処理します。 周囲にコンクリートブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち、農振農用地からの除外は完了しております。 現地調査は、4月23日、午前10時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第4号、番号6番について報告します。 使用貸借により、住宅敷地の拡張のため転用する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より北西へ約2.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は申請人は申請地の隣接地に住んでいます。今回この就職に伴い車を購入しましたが現在の場所では手狭であるため今回の場所での申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。 本件は既存施設の面積の2分の1を超えない範囲の転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を設置する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、4月23日、午前10時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号5番について事務局から補足願います。 番号5番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。 まず、番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、齋藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 次に、番号6番について、質疑、御意見はございますか。

木下久雄委員	《特に意見なし》 無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)」を議題といたします。 番号1番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第5号、番号1番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約300メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出人は、岩手県を中心とした東北地方に381店舗を展開するドラッグストアを経営する法人です。視野拡大のために関東地方への出店を推進しています。申し出地周辺には、ドラッグストアが少なく、需要が見込まれるため今回の申請に至りました。 現地調査は、4月23日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
斎藤栄委員	《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号2番について、斎藤栄委員の報告を求めます。 議案第5号、番号2番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、JR那須塩原駅より北西へ約2.5キロメートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は現在、親子3人でアパートに暮らしていますが、手狭になってきたことから、土地所有者である親の家に近い場所に住宅を建てることを計画し、今回の申請に至りました。 現地調査は、4月23日、午前10時25分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。
辻野岩男委員	《特に意見なし》 無いようですので、斎藤栄委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号3番について、辻野岩男委員の報告を求めます。 議案第5号、番号3番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、JR西那須野駅より南東へ約650メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は現在不動産業を営んでおり、申請地はJR西那須野駅から近く、小・中・高校が1キロメートル範囲内にあり、通勤、通学に利便性が高く、建売住宅の建築販売に最適な立地であることからの除外申請です。 現地調査は、4月22日、午前11時5分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。

室井孝美委員

議長

辻野岩男委員

辻野岩男委員

議長

《特に意見なし》

無いようですので、辻野岩男委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号4番について、室井孝美委員の報告を求めます。

議案第5号、番号4番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は那須塩原市立西那須野中学校より南へ約400メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、現在自宅にて建築業を営んでおりますが、安定した収益を得るために以前より飲食店の経営を計画しておりました。家業と両立するためには、自宅近くが良く近隣に飲食店が多くないため、集客が見込める立地であることから、今回除外を申請することになりました。

現地調査は、4月22日、午前10時45分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので室井孝美委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号5番及び6番について、辻野岩男委員の報告を求めます。

議案第5号、番号5番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立大山小学校より西へ約400メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、那須塩原市、大田原市を中心に不動産業を営んでおり、下永田地区においても住宅用地の問合せが多数あり、小学校に近く、市街地へのアクセスも便利な申請地において、建売住宅の需要からして十分に完売可能と考えての除外申請です。

現地調査は、4月22日、午前10時55分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議案第5号、番号6番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立南小学校より東へ約500メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、鉄骨の大型梁の加工の経営を専門としており、近年製作技術が高く評価され、より大型の梁の製作を任されるようになりましたが、現在の工場が狭く、第二工場の建設を決断し、今回の申請に至りました。

現地調査は、4月22日、午前10時35分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、野岩男委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号6番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野岩男委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

菊地喜芳委員	異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号7番及び8番について、菊地 喜芳委員の報告を求めます。 議案第5号、番号7番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は那須塩原市立西小学校より東北へ約2.5キロメートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は現在市内のアパートに妻と住んでおり、将来農業を手伝うため、実家の敷地内に住宅を予定しましたが、建築スペースがないため、親との相談で親の所有の申請地に家を建築する計画となりました。 現地調査は、4月22日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。 議案第5号、番号8番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、西那須野公民館より西へ200メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は全国規模のハウスメーカーであり、市内においても宅地分譲の販売実績があります。申し出地は近隣に国道やショッピング施設など、生活の利便性が非常に高く、なお周辺の農地に及ぼす影響もあることから、今回の申請に至りました。 現地調査は、4月22日、午前10時15分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号8番について、質疑御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので菊地喜芳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
高瀬 和夫委員	異議なし多数と認め、番号8番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号9番及び10番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。 議案第5号、番号9番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立東小学校より南西へ約400メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は、県北部において、建築や不動産業を中心に事業を展開しておりますが、申し出地は、学校、駅、商業施設が近隣にあり、宅地化には最適であることから今回の申請に至りました。また、土地所有者は年齢的に農地の管理保全が難しいとのことで、承諾したとのことです。 現地調査は、4月22日、午前10時25分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。
高瀬和夫委員	議案第5号、番号10番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立槻沢小学校より南へ約400メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は、本年3月に結婚し、実家で同居していますが、新しい家族との独立した生活や、将来の介護、育児の相互協力のため、実家敷地及び隣接する申請地に自己住宅を新築する計画のため。

議長	現地調査は、4月22日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります 報告が終わりました。
	まず、番号9番について、質疑、御意見はございますか。
	《特意見なし》
	無いようですので、高瀬和夫委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号9番については変更相当として市長へ回答いたします。
	次に、番号10番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、高瀬和夫委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号10番については変更相当として市長へ回答いたします。
	次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
木下久雄委員	番号1番及び2番について、木下久雄委員の報告を求めます。
	議案第6号、番号1番について報告します。
	非農地証明の願い出です。
	願い出の内容は議案書記載のとおりです。
	願い出地は、黒磯公民館より西へ約400メートルに位置しています。
	現地調査は、4月23日、午前9時40分頃に行いました。
	願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、 家屋評価証明書が添付されています。
	提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第 2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
木下久雄委員	以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終 わります。
	議案第6号、番号2番について報告します。
	非農地証明の願い出です。
	願い出の内容は議案書記載のとおりです。
	願い出地は、黒磯公民館より西へ約400メートルに位置しています。
	現地調査は、4月23日、午前9時35分頃に行いました。
	願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、 家屋評価証明書が添付されています。
	提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第 2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
議長	以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終 わります。
	報告が終わりました。
	まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、木下久雄委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
	次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、木下久雄委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。
上野農地係長	次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に 対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
	議案第7号について、説明します。
	農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決 定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。
	議案書11ページから19ページまでが「利用権設定関係」の案件で24件、合計面積は、33 3,042平方メートルとなります。この内17ページから19ページまでの10件、141,703平

	方メートルが中間管理事業の対象となります。 続いて21ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、26,692平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第1号「令和5年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。
織田局長補佐	事務局の説明を求めます。 令和5年度農業委員会事業実績についてご説明いたします。 本日配布しました、別冊1「令和5年度農業委員会事業実績書」をご覧ください。 1ページから4ページは農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の名簿となっております。7月に改選がありましたので、改選前と改選後の名簿となります。 5ページは事務局の体制、下段が総会等の開催状況です。7月に改選がありましたので、総会の開催が運営委員会、それから全員協議会より1回多くなっております。 続きまして6ページは、(1)農地法第3条の許可による農地異動の状況です。 令和5年度は56件の申請があり、許可件数は49件でした。主なものは売買によるものです。 次に、(2)農地法第4条、第5条の許可による農地転用の状況です。 第4条の許可による申請件数は15件、第5条による申請件数は92件でした。主なものは一般住宅、駐車場などになります。 7ページをご覧ください。(3)農地法第5条の許可後の事業計画変更について、令和5年度は11件ございました。 (4)農地法第3条の3の規定による届け出、相続によるものは94件ございました。 続きまして5の買受適格証明願は4件、6の農業振興地域整備計画の変更協議は22件、でございました。 続きまして8ページをご覧ください。8の農地利用集積計画では二段目の中間管理権の設定が約200件の減となっております。 9の農地あっせん事業については2件、約36,862平方メートルとなっています。 続きまして、10の各種証明書交付状況は、500件ほど減となりますが、農地中間管理事業件数が減ったことによるものです。 続きまして、9ページは農業者年金基金業務委託事業です。加入者数、処理件数等の実績となります。 続きまして、10ページは農地台帳整備事業です。令和6年3月31日現在の農地台帳に登載されている農地の筆数及び面積です。 続きまして、11ページの14啓発及び宣伝事業です。全国農業新聞の普及推進について、新規購読が15件ございましたが、購読中止が21件あり、6件の減となりました。 説明は以上です。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 このことについて、御意見はございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
上野農地係長	事務局の説明を求めます。 追加資料別冊2をご覧ください。 県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が3件で他法令と同日許可としております。
議長	以上です。 報告が終わりました。 このことについて、御意見はございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

織田局長補佐

次に、報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
別冊3をご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、3月の届出の状況につきましてご報告するものです。3月は相続を原因とした権利移動の届出を14件受理いたしました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。

議長

報告は以上です。
説明が終わりました。
このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただき ありがとうございます。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1番

議席番号

2番
